

第5期和歌山市障害福祉計画及び
第1期和歌山市障害児福祉計画

平成30年3月
和歌山市

はじめに

「障害者差別解消法」が施行されてから2年が経ち、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務化により社会にも変化が見られるようになりました。本市におきましても、「和歌山市障害者差別解消推進条例」、「和歌山市手話言語条例」を制定し、障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市の実現に取り組んでいるところです。



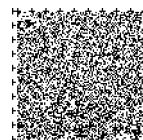
今期計画から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障害児支援のサービス提供体制の計画的な整備等が義務付けられ、第1期障害児福祉計画を第5期障害福祉計画と一体のものとして新たな計画を策定しました。本計画は、このような制度の変化や前計画での課題への対応を図りながら、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本市が達成すべき目標とそれを達成するために取り組むべき施策を明らかにしたものです。

本市としましては、和歌山市障害者計画の基本理念である「ともに生き・ともに暮らせるまち わかやまし」に基づき、更に障害者施策の推進に努めてまいりますので、今後とも皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり多大なご尽力いただきました和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、事業所アンケート調査や団体ヒアリング等で貴重なご意見をいただきました皆様方に、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

和歌山市長 尾花 正啓



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 法的位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 他計画との関連性	2
5. 計画の基本理念	3
第2章 障害のある人を取り巻く和歌山市の状況	4
1. 総人口の推移	4
2. 障害者手帳所持者の状況	5
3. 身体障害者手帳所持者の状況	6
4. 療育手帳所持者の状況	8
5. 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況	9
6. 障害児の状況	10
7. 保育所等における配慮や支援が必要な児童の状況	11
8. 市立小・中・義務教育学校における特別支援学級の状況	11
9. 障害のある人の雇用状況	12
10. 特別支援学校（支援学校・ろう・盲）卒業者の進路状況	14
11. 障害支援区分認定者の状況	15
12. アンケート及びヒアリング調査からの意見	15
(1) 障害福祉サービス事業所からの意見	15
(2) 障害者関係団体からの意見	15
13. 課題の整理	16
(1) 高齢障害者の介護保険サービス利用	16
(2) 障害のある子どもの支援	17
(3) 人材の確保・育成	17
第3章 サービス見込量と確保のための方策	18
1. 平成32年度の成果目標	18
(1) 施設入所利用者の地域生活への移行	18
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
(3) 地域生活支援拠点等の整備	20
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	21
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	22

2. 障害福祉サービス等の見込量	24
(1) 訪問系サービス	24
(2) 日中活動系サービス	29
(3) 居住系サービス	35
(4) 相談支援	37
(5) 障害児支援	39
3. 地域生活支援事業の見込量	45
(1) 必須事業	45
(2) 任意事業	50
(3) 中核市実施事業	52
第4章 計画の推進に向けて	53
1. 庁内の推進体制	53
2. 地域の各種団体との連携	53
3. 国・県等との連携	53
4. 計画の進行管理	53
資料編	54
1. 和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会条例	54
2. 和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員名簿	56

